

日常生活用具給付品目一覧

用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数等
特殊寝台 ☆介護保険優先	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものであること。	162,800円	8年
	3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者			
特殊マット ☆介護保険優先	3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が1度又は2度の者	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したものであること。	19,600円	5年
	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢若しくは体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者			
	3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者			
特殊尿器 ☆介護保険優先	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るものであること。	154,500円	5年
	学齢児童以上の難病患者等で、自力で排尿できない者			
入浴担架	3歳以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の入浴に介助を要する者	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。	(洋式) 82,400円 (和式) 133,900円	5年
体位変換器 ☆介護保険優先	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の下着交換等に介護を必要とする者	介護者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。	15,000円	5年
	学齢児童以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者			
移動用リフト ☆介護保険優先	3歳以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るものであること。住宅改修を伴うものを除く。	257,500円	4年
	3歳以上の難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者			
訓練いす	3歳以上18歳未満の身体障害児で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
訓練ベッド	3歳以上18歳未満の身体障害児で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
	3歳以上18歳未満の難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者			
入浴補助用具 ☆介護保険優先	3歳以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に障害があり、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るものであること。住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を必要とする者			
便器 ☆介護保険優先 ※	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	手すりのついた腰掛け式のものであること。住宅改修を伴うものを除く。	16,500円	8年
	学齢児童以上の難病患者等で、常時介護を必要とする者			
頭部保護帽	障害の程度が1度又は2度の知的障害者(児)又は身体障害者(児)のうち肢体不自由者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであること。Aタイプはスポンジ、革を主材料に、Bタイプはスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したものとする。既製品については、給付基準額の80%の範囲内の額とする。	(Aタイプ) 15,656円 (Bタイプ) 37,852円	3年

※高齢者日常生活用具給付優先

用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数等
T字状・棒状のつえ	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹若しくは内部に障害を有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な者	前腕の固定部と支持部がない1本の脚であること。	(木材) 2,310円 (軽金属) 3,150円	3年
移乗支援用具 ☆介護保険優先 ※	3歳以上の身体障害者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害により、家庭内の移動等において介助を必要とする者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するものであること。住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
特殊便器	学齢児童以上の知的障害者(児)で、障害の程度が1度又は2度であり、自ら排便の処理が困難な者	知的障害者(児)又は上肢に障害を有する者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの又は足踏ペダルで温水温風を出し得るものであること。住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	学齢児童以上の身体障害者(児)で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級の者			
	学齢児童以上の難病患者等で、上肢機能に障害のある者			
火災報知器	身体障害者(児)で、障害の程度が1級又は2級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	31,000円	8年
	知的障害者(児)で、障害の程度が1度又は2度の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)			
	精神障害者で、障害の程度が2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)			
自動消火装置	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液等	28,700円	8年
	難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	を噴射し、初期火災を消火し得るものであること。		
電磁調理器	18歳以上の身体障害者で、次のいずれかに該当するもの(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。) (1)視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級であること。 (2)上肢に係る障害の程度が1級又は2級であること。 (3)下肢又は体幹に係る障害の程度が1級であること。	障害者が容易に使用し得るものであること。	41,000円	6年
	18歳以上の知的障害者で、障害の程度が1度又は2度のもの			
音響案内装置	学齢児童以上の身体障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者(2級の者は、送信機のみ対象とする。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	(1級) 51,000円 (2級) 7,000円	10年
屋内信号装置	18歳以上の身体障害者で、聴覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。	87,400円	10年
透析液加温器	3歳以上の身体障害者(児)で、人工透析を必要とするもの(自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。	72,100円	5年

※高齢者日常生活用具給付優先

用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数等
ネブライザー(吸入器)	学齢児童以上の身体障害者(児)で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上である者又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められる者	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	36,000円	5年
	学齢児童以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者			
電気式たん吸引器	上記に同じ	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者又はこの要綱による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るものであること。	17,000円	10年
音声式体温計	学齢児童以上の身体障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	9,000円	5年
体重計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るものであること。	18,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	学齢児童以上の身体障害者(児)で、呼吸機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの又はこれと同等の身体障害者(児)で、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	50,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	学齢児童以上の難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	50,000円	5年
携帯用会話補助装置	学齢児童以上の身体障害者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、音声言語の著しい障害を有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	285,000円	5年
情報・通信支援用具	学齢児童以上の身体障害者(児)で、上肢又は視覚に障害を有し、その障害の程度が1級又は2級の者(文字を書くことが困難な者に限る。)	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び保存機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。(障害者向けのパソコン周辺機器及びアプリケーションソフトをいう。)	118,500円	6年
点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)で、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるものであること。	383,500円	6年
点字器	身体障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	(標準型) 10,712円 (携帯型) 7,416円	(標準型) 7年 (携帯型) 5年
点字タイプライター	身体障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(就労、就学している、又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に操作できるものであること。	63,100円	5年
ポータブルレコーダー	学齢児童以上の身体障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(録音再生機)又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(再生専用機)であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	(録音再生機) 89,800円 (再生専用機) 36,750円	6年

用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数等
活字文書読上げ装置	学齢児童以上の身体障害者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	115,000円	6年
視覚障害者用拡大読書器	学齢児童以上の視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるものであること。	198,000円	8年
時計	18歳以上の身体障害者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(音声式は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を対象とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るものであること。	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	学齢児童以上の身体障害者(児)で、聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	71,000円	5年
情報受信装置	聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	88,900円	6年
人工喉頭 <small>こう</small>	学齢児童以上の音声・言語機能障害者(児)で、咽頭摘出等により、発声機能を喪失した者 <small>いん</small>	声帯の代わりとなり、発音が可能となる機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	(笛式) 5,150円 (電動式) 72,203円	(笛式) 4年 (電動式) 5年
点字図書	学齢児童以上の視覚障害者(児)で、主に情報の入手を点字によっている者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書であること。	一般図書の購入価格相当額との差額	同一年度内に6タイトル又は24巻まで
ストマ装具	身体障害者(児)で、ぼうこう、直腸機能障害により人工ぼうこう又は人工肛門の造設をしている者	蓄便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であること。 蓄尿袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付であること。	(蓄便袋) 8,858円 (蓄尿袋) 11,639円	1月
紙おむつ等	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、次のいずれかに該当する者 (1)脳性まひ等脳原性運動機能障害(おおむね3歳までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿排便の意思表示が困難な全身性の障害である者 (2)ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者又は先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のある者	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具で、障害者(児)又は障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの。	12,000円	(紙おむつ等) 1月 (洗腸装具) 6月

用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数等
収尿器	身体障害者(児)で、肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況である者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置をつけるものとし、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	(男子用普通型) 7,931円 (男子用簡易型) 5,871円 (女子用普通型) 8,755円 (女子用簡易型) 6,077円	1年
居宅生活動作補助用具 ☆介護保険優先	学齢児童以上65歳未満の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者 学齢児童以上65歳未満の難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	(1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉への取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円	1回限り
浴槽(湯沸器を含む。)	学齢児童以上の身体障害者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	浴槽は、実用水量150L以上のものであること。湯沸器は、水温を25℃上昇させたとき毎分10L以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたものであること。	141,200円 (浴槽のみ) 58,300円 (湯沸器のみ) 104,900円	8年
フラッシュペル	学齢児童以上の身体障害者(児)で、聴覚障害又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上の者	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	12,400円	10年
会議用拡聴器	学齢児童以上の身体障害者(児)で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上の者	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	38,200円	6年
携帯用信号装置	学齢児童以上の身体障害者(児)で、聴覚障害又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上の者	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるものであること。	20,200円	6年
ガス安全システム	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者、又は下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(障害者のみの世帯又は及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるものであること。	42,200円	8年
酸素吸入装置(酸素ボンベ検査を含む。)	おおむね18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上の者(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするものであること。酸素ボンベ検査の給付にあつては、容器保安規則第24条第1項第3号に規定する期間ごとの再検査であること。	(酸素吸入装置) 46,400円 (酸素ボンベ検査) 5,000円	10年
空気清浄器	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るものであること。	33,800円	6年
ルームクーラー	18歳以上の身体障害者で、 <sup>けいずい</sup> 頭髄損傷等により体温調節機能を喪失した者(医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るものであること。	172,100円	6年